

○防衛省告示第五十三号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を指定した告示（令和三年防衛省告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十四日

防衛大臣 中谷 元

海上自衛隊樺山送信所及び海上自衛隊近川受信所の項を次のように改める。

海上自衛隊樺山送信所	大湊地区総監
海上自衛隊近川受信所	大湊地区総監